

令和5年3月24日

生徒・保護者の皆さま

県立商工高等学校
校長 塩原 正美

令和5年4月1日以降の本校における教育活動等について（お知らせ）

陽春の候、皆さまにおかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日ごろより本校の教育活動の推進について、ご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年3月17日付け4文科初第2507号文部科学省初等中等教育局長通知「新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について」により、学校におけるマスクの取扱い等の留意事項等及び改定された「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」が示されました。

また、本県においては、令和5年2月20日付け高第3995号教育長通知「令和5年3月31日までの間の県立高等学校等の教育活動等について」によりお知らせしたとおり、令和5年2月20日決定の「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」及び「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に基づき、令和5年3月13日から5月7日までは、三密の回避、手洗い等の手指衛生、効果的な換気等の基本的な感染防止対策を徹底するとともに、マスクの着用については、「個人の判断に委ねることを基本とし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な選択を尊重する」ことを呼びかけること、また、受診や面会等で医療機関や高齢者施設等を訪問するときは引き続きマスクを着用すること、混雑した電車やバスへの乗車時はマスクの着用を推奨することや、人が集まる場所での感染対策の徹底を図っていくこととされています。

については、改定された「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン」に基づき、本校においては令和5年4月1日以降の教育活動等について、次のように対応いたします。

引き続き効果的な換気の徹底等の基本的な感染防止対策を講じながら通常の教育活動を実施する。

ア 登校時間は8時45分とし、通常の55分授業を実施する。

イ 基本的な対応について

○ 生徒、教職員のいずれにも、教育活動の実施に当たり、マスクの着用を求めないこととする。

○ 次の場面においては、生徒、教職員のいずれにもマスクの着用を推奨する。

・登下校時（通勤ラッシュ時）に混雑した電車やバスを利用する場合

・校外学習等において医療機関や高齢者施設を訪問する場合

○ 感染不安があるなど、様々な事情により、マスクの着用を希望する生徒等がいることから、生徒にマスクの着脱のいづれも強いることのないようにする。

○ マスクの着用の有無による差別や偏見等がないよう、生徒に対し適切に指導する。

○ 登校に不安を感じている生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

これまで、生徒の皆さんには、学校の内外にかかわらずマスクの着用、昼食時等の食事場面の感染防止対策の徹底及び不要な外出はしないこと等をお願いしてきましたが、今後はメリハリのあるマスク着用を心掛け、継続して基本的な感染防止対策へのご協力をお願いします。

問合せ先

副校長 原

電話 (045)353-0592 (直通)